令和年月日

広　島　市　長　　様

**公園改良の提案に係る誓約書**

別添の事業計画書（自主事業）のとおり、公園にて自主事業を行うに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　当団体は、自主事業の実施に当たり、次の事項を行います。

⑴　発生する問題及び現状復旧は、当団体の責任において行います。また、公園等の美観を維持するため、清掃美化活動に積極的に取り組みます。

⑵　相談・苦情について確実に対応できる次の担当者を配置し、真摯に対応します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当者氏名 |  |  | 連絡先 |  |

⑶　法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実に行動します。

⑷　公園施設等の設置管理許可期間中に、街区公園の指定管理者でなくなること、その他公園改良の提案に係る要件を満たさなくなるときは、速やかにこれを撤去し、原状復旧します。

⑸　次年度の公園改良の継続要件であるにぎわいイベントの実施実績が要件を満たさないなどのため、次年度の許可を申請しないこととなった場合は、許可期間終了までに、撤去し、原状復旧します。

２　当団体は、次のいずれかに該当する者はいません。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同項第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

⑵　広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者

⑶　暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

→裏面へ続く（両面印刷）

３　本活動は次のいずれの場合にも該当しません。

⑴　秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。

ア　犯罪行為又は犯罪行為を助長する等のおそれがある場合

イ　暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合

ウ　わいせつな行為その他の善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うおそれがある場合

エ　特定商取引に関する法律その他の商品取引又は消費者保護に関する法律で規制された手段を用いて商品販売や会員勧誘を行うおそれがある場合

オ　イベントに参加する事業者が、販売商品の瑕疵担保責任など消費者に対する販売者としての通常の義務が果たせないおそれがある場合

⑵　施設又は設備をき損するおそれがある場合

ア　公園内の園路や植栽、遊具等の施設を傷つけるおそれがある場合

イ　ガソリン、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険なものの使用を伴う場合

ただし、消防署長の許可を得た場合はこの限りではない。

⑶　騒じょうを起こすおそれがある場合

　　音、におい、振動等により他の近隣の住民等に著しい苦痛をもたらすような場合

ただし、著しい苦痛とまではならない場合は、事前に近隣住民へ計画内容を説明し了解を得る又は計画内容の送付や回覧等で周知・意見の収集を図るなどして、地域の同意を得ていると判断できる場合はこの限りではない。

⑷　その他管理運営上支障がある場合

ア　公園の改修工事等の支障になると認められる場合

イ　公園管理者（維持管理課）において特に管理運営上支障があると認められる場合

４　本活動は住民主体のにぎわいづくり活動の活性化と地域コミュニティ活動財源の確保による地域コミュニティの活性化を目的としたものです。

　　本活動により得られた収益（繰出し額）については、全額を本団体の活動費に充て、地域コミュニティの活性化の目的に使用します。

（団体名）

（代表者［役職、氏名］）

※　氏名は団体の代表者が自署してください。